平成２２年（フ）第４５４号
北海道千歳市春日町５丁目２番１号
債務者　兼田　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１８号
札幌市白石区南郷通15丁目南９番３―205号
債務者　藤森庸一郎
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６３号
札幌市豊平区豊平２条１丁目１番11―501号
債務者　林　美紀子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７６号
札幌市北区新琴似５条８丁目４番７号　新琴似ハイツ２階右
債務者　塚本　久男
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８６号
札幌市東区北21条東15丁目１番１―503号
債務者　霜出　訓幸
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４号
北海道岩見沢市美園六条７丁目２番18号　豊栄マンションＮｏ２―13号室
債務者　及川　勇夫
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２１号
北海道岩見沢市４条東12丁目５番地１　リヴィエール412Ｄ201
債務者　小玉　法子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１１号
北海道滝川市二の坂町西２丁目２番35号
債務者　中西末利愛
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３号
北海道紋別市潮見町３丁目１―17、住民票上の住所北海道紋別市渚滑町元西317番地
債務者　林　　信子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第９３号
岩手県岩手郡岩手町大字五日市第12地割75番地47
債務者　高橋　光浩
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９９号
岩手県二戸郡一戸町姉帯字門前19番地11
債務者　中村　藤美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０９号
盛岡市西青山３丁目11番15号　１号館202号
債務者　中村　昭二
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１３号
岩手県花巻市太田第58地割39番地１
債務者　藤原清二郎
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１５号
岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根本宮後９番地２　フランコート　イースト103号室
債務者　藤原　泰子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１８号
盛岡市上田２丁目15番21号　コーポあや102号、旧住所岩手県下閉伊郡川井村大字川井第１地割79番地１
債務者　巣内　　卓
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２０号
盛岡市月が丘３丁目８番１―105号
債務者　澤瀬　光惠
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２７号
盛岡市安倍館町６番12号
債務者　前﨑　智一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部